一三（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一三）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇一三（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一三）を、市場公募都市の平成二十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇三一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇三一）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇三六（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一八）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇三一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇三一）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇三六（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一八）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十九年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇二九（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇二九）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇三四（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一八）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十九年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇三一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇三一）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇三六（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一八）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十四年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一九四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇一四五二を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇一四五二（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇一七七四）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十四年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に